

# 訪日/在留外国人患者の状況と 国等が実施する外国人医療関連の 事業について

メディフォン株式会社

2025年1月14日（火）オンライン開催

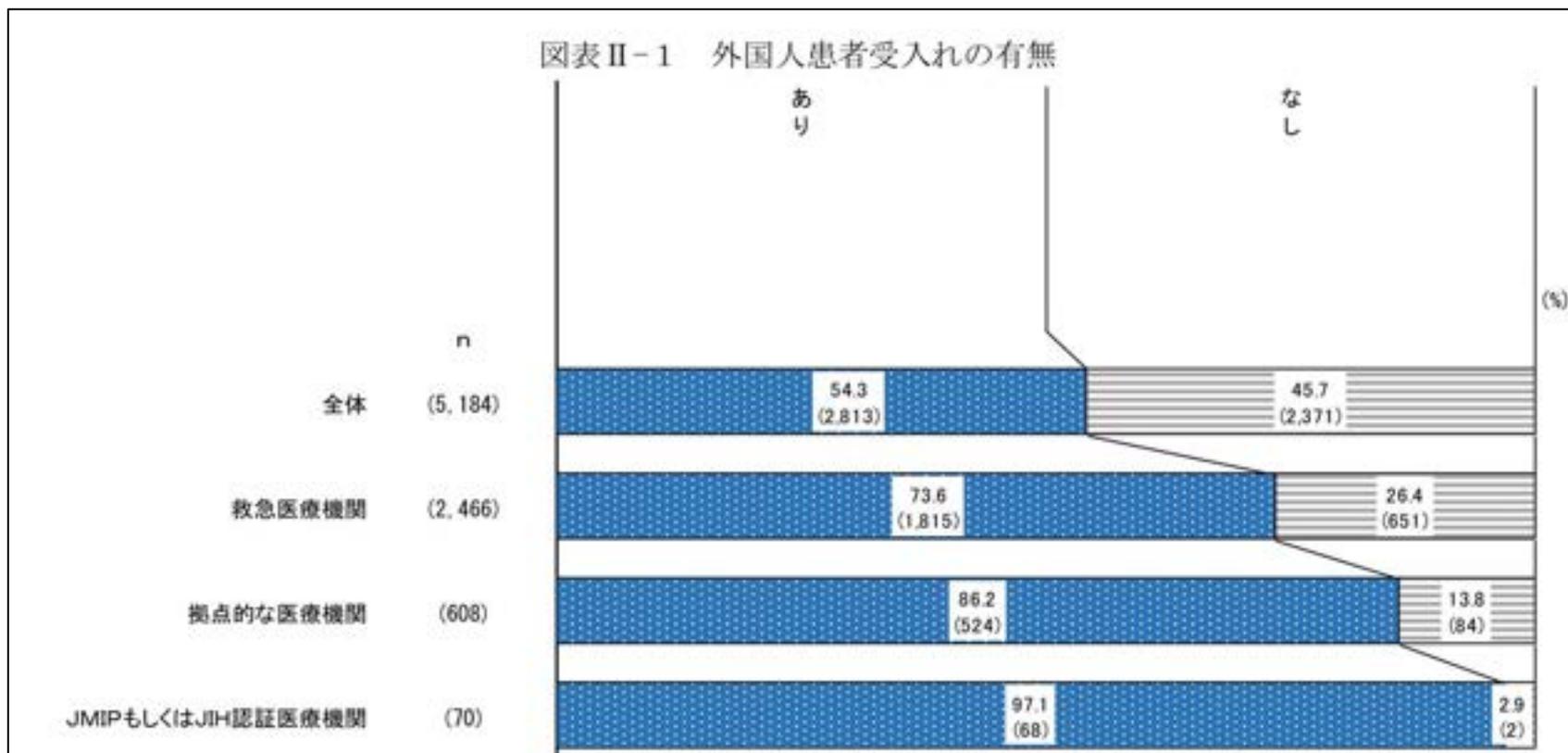
令和6年度 厚生労働省補助事業「外国人患者受入れに資する医療機関認証制度等推進事業」

外国人患者受入れ体制整備に向けた医療機関と地域関係者の連携について  
～大阪・関西万博開催に向けた関西・近畿地方における連携事例～

# 訪日/在留外国人患者の状況

# 外国人患者の受入れ状況について

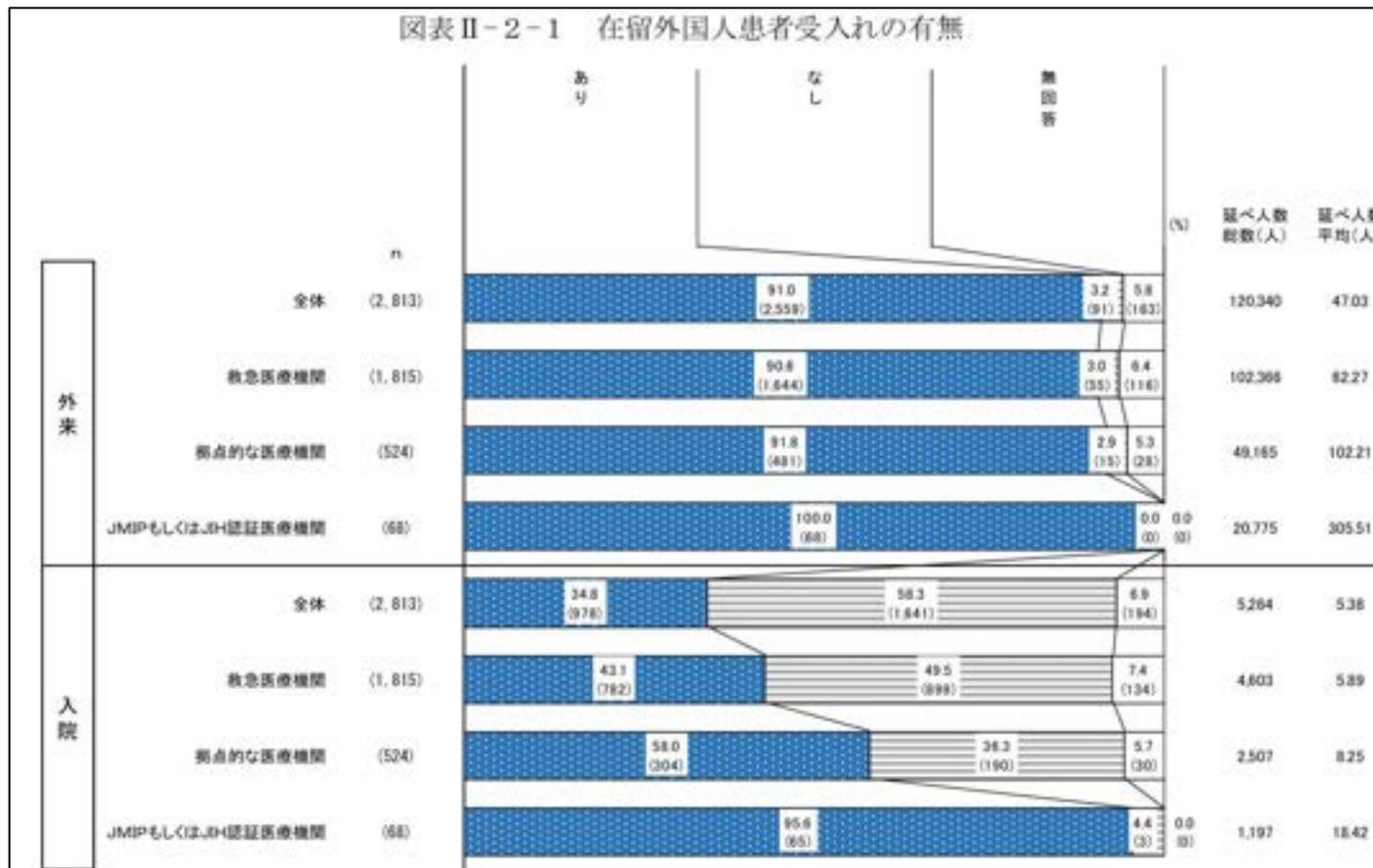
- 「あり」が54.3%、「なし」が45.7%
- 救急医療機関では、73.6%が受入れ有りと回答している。



出典：令和5年度「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査 結果報告書」  
(厚生労働省)

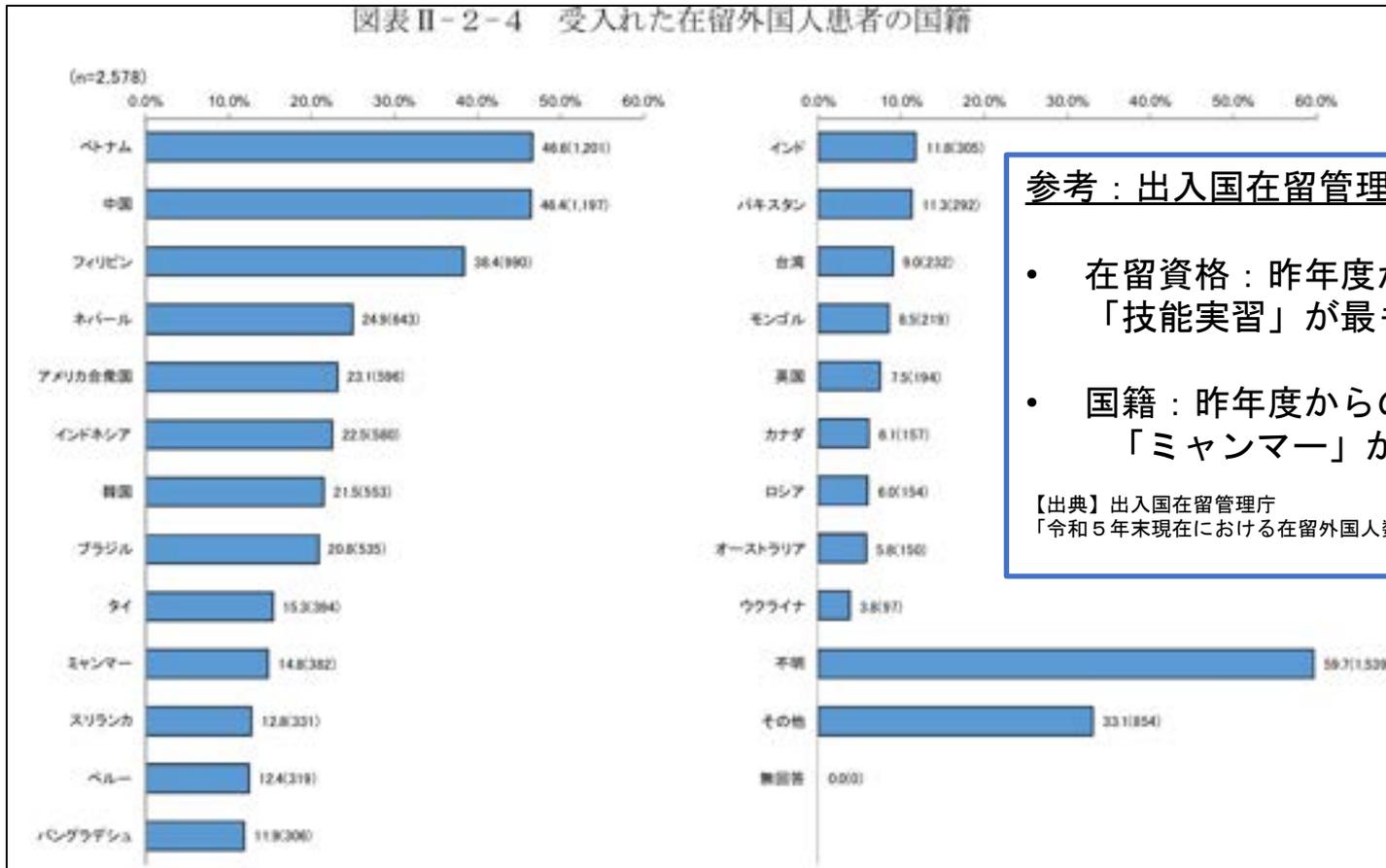
# 【外国人患者の受入れ状況：入院 / 外来】 在留外国人

- ・ 外来：全体で9割以上の医療機関で受け入れ実績あり。
- ・ 入院：属性により受け入れ状況の差が大きい。



# 【外国人患者の受入れ状況：国籍】 在留外国人

「ベトナム」が全体の46.6%で最も高く、次いで「中国」が46.4%と続いている。



参考：出入国在留管理庁の統計情報より

- 在留資格：昨年度からの増加率では「技能実習」が最も多い。
- 国籍：昨年度からの増加率では「ミャンマー」が最も多い。

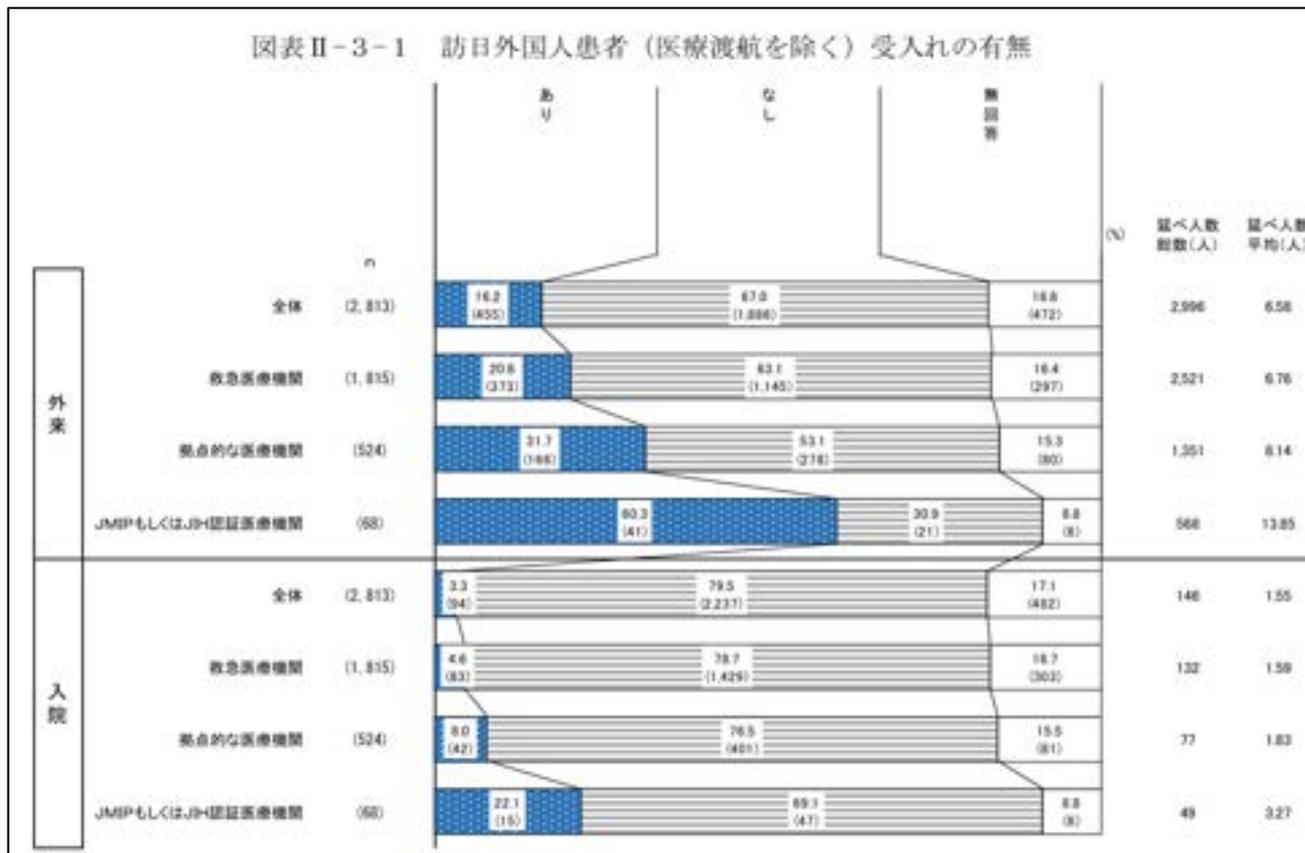
【出典】出入国在留管理庁「令和5年末現在における在留外国人数について」

出典：令和5年度「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査 結果報告書」（厚生労働省）

# 【外国人患者の受入れ状況：入院 / 外来】

## 訪日外国人

- ・ 在留外国人患者と比べると、受入れ実績が全体的に少ない。
- ・ 「入院」は、属性による受入れ状況の差が特に大きい。

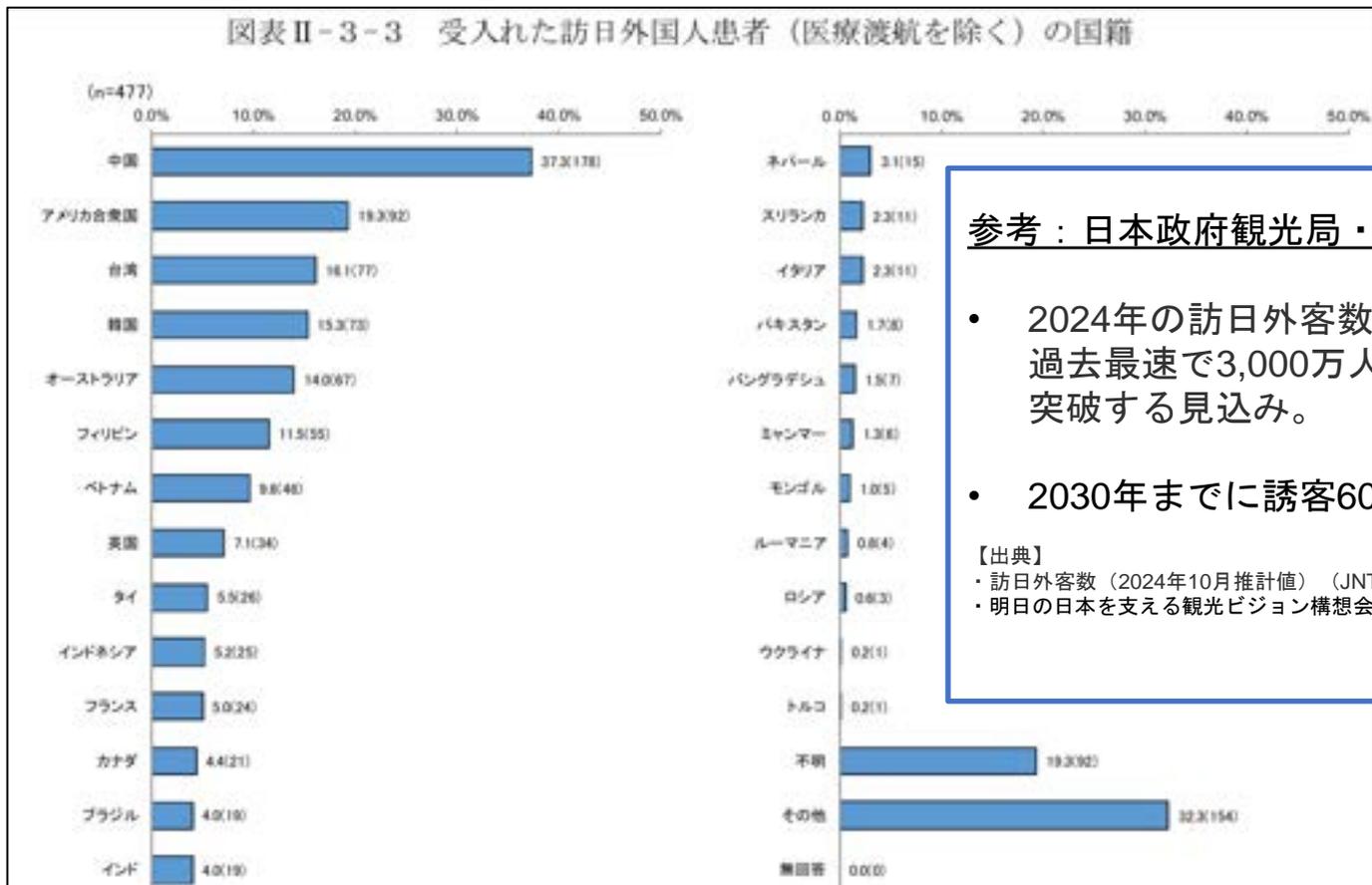


出典：令和5年度「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査 結果報告書」（厚生労働省）

# 【外国人患者の受入れ状況：国籍】

## 訪日外国人

「中国」が全体の37.3%で最も高く、次いで「アメリカ合衆国」が19.3%と続いている。



参考：日本政府観光局・観光庁のデータより

- 2024年の訪日外客数は、統計開始以来、過去最速で3,000万人を突破。3,500万人を突破する見込み。
- 2030年までに誘客6000万人が政府目標

【出典】

- ・ 訪日外客数（2024年10月推計値）（JNTO）
- ・ 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議／観光戦略実行推進会議（観光庁）

出典：令和5年度「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査結果報告書」（厚生労働省）

# 国等が実施する 外国人医療関連の事業

# ご紹介する外国人医療関連の主な事業等について

## • マニュアル

- 外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル
- 訪日外国人の診療価格算定方法マニュアル
- 地方自治体のための外国人患者受入環境整備に関するマニュアル

## • 医療通訳サービス

- 希少言語に対応した遠隔通訳サービス
- 日本医師会医師賠償責任保険付帯医療通訳サービス（日本医師会・損害保険会社等）
- その他（各自治体・その他団体等）

## • 資材・資料

- 外国人向け多言語説明資料
- 医療機関のための外国人患者受入れ情報サイト

## • その他

- 外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト
- 外国人患者受入れ医療機関認証制度
- 夜間・休日対応ワンストップ窓口
- 訪日外国人受診者の医療費不払い防止及び報告に関する情報

# ご紹介する外国人医療関連の主な事業等について

## • マニュアル

- 外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル
- 訪日外国人の診療価格算定方法マニュアル
- 地方自治体のための外国人患者受入環境整備に関するマニュアル

## • 医療通訳サービス

- 希少言語に対応した遠隔通訳サービス
- 日本医師会医師賠償責任保険付帯医療通訳サービス（日本医師会・損害保険会社等）
- その他（各自治体・その他団体等）

## • 資材・資料

- 外国人向け多言語説明資料
- 医療機関のための外国人患者受入れ情報サイト

## • その他

- 外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト
- 外国人患者受入れ医療機関認証制度
- 夜間・休日対応ワンストップ窓口
- 訪日外国人受診者の医療費不払い防止及び報告に関する情報

# 外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル (第4.0版 / 2023年更新)

本マニュアルは「厚生労働省 訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会」の専門家の議論等を踏まえ、医療機関における外国人患者の受入環境整備の資するよう取りまとめられたものです。

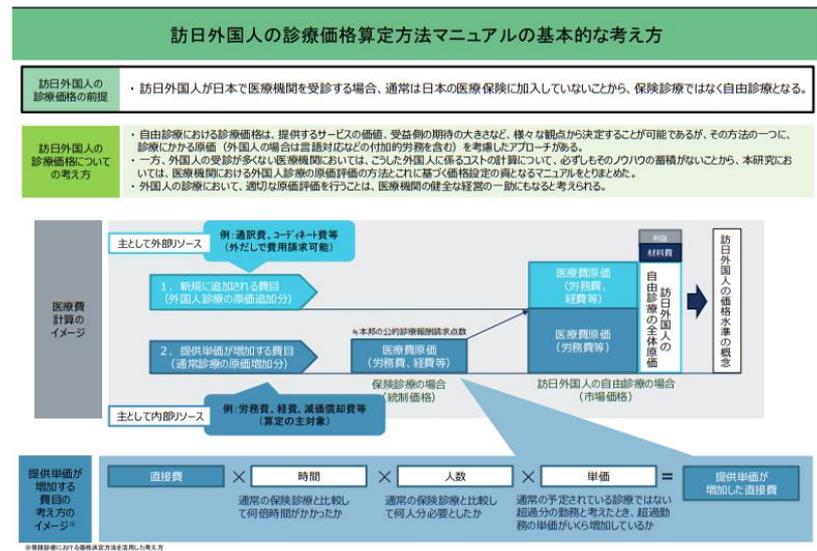
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173230\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173230_00003.html)



# 訪日外国人の診療価格算定方法マニュアル（第2.4版）

- 本マニュアルは、訪日外国人に対する自由診療の提供において、医療機関が個別に診療価格を設定することをサポートする目的で、診療価格の概念や価格算定の手法を解説しています。
- 特に、医療機関の経営安定（持続的な発展）の観点から、医療原価（再投資の利益の取扱など含む）に基づく価格設定のアプローチを提示しています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/newpage\\_08838.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/newpage_08838.html)



# 地方自治体のための外国人患者受入環境整備に関するマニュアル（改訂第2版）

本マニュアルは「厚生労働省 訪日外国人旅行者等に対する医療の提供に関する検討会」の専門家の議論等を踏まえ、地方自治体における地域の外国人患者の受入環境整備の資となるよう取りまとめられたものです。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/newpage\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/newpage_00005.html)



# ご紹介する外国人医療関連の主な事業等について

## • マニュアル

- 外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル
- 訪日外国人の診療価格算定方法マニュアル
- 地方自治体のための外国人患者受入環境整備に関するマニュアル

## • 医療通訳サービス

- 希少言語に対応した遠隔通訳サービス
- 日本医師会医師賠償責任保険付帯医療通訳サービス（日本医師会・損害保険会社等）
- その他（各自治体・その他団体等）

## • 資材・資料

- 外国人向け多言語説明資料
- 医療機関のための外国人患者受入れ情報サイト

## • その他

- 外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト
- 外国人患者受入れ医療機関認証制度
- 夜間・休日対応ワンストップ窓口
- 訪日外国人受診者の医療費不払い防止及び報告に関する情報



# 日本医師会医師賠償責任保険医療通訳サービス

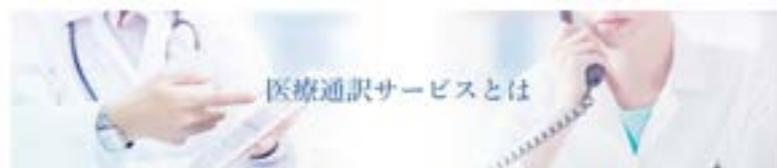
日本医師会医師賠償責任保険 基本契約への付帯サービスとして、無料で年間20回まで医療通訳をご利用いただけます。

**利用対象者：**開設者・管理者が日本医師会A1会員である医療機関の医師・職員

**電話医療通訳：**A1会員一人あたり年間20回まで無料、19言語、毎日8:30～24:00

**機械翻訳：**回数無制限、18言語、毎日24時間（無料）

<https://mediphone.jp/forms/jma.html>



電話医療通訳
対応言語：19言語（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語・タイ語・ロシア語・タガログ語・フランス語・ヒンディー語・モンゴル語・ネパール語・インドネシア語・ペルシャ語・ミャンマー語・広東語・アラビア語・ウクライナ語）
対応時間：毎日8:30～24:00
※元、ムンチラにも対応
※ウクライナから避難された患者やその親族における電話医療通訳については対象言語に関わらず、年間20回の回数制限を除外して対応

機械翻訳
対応言語：18言語（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語・タイ語・ロシア語・タガログ語・フランス語・ヒンディー語・モンゴル語・ネパール語・インドネシア語・ペルシャ語・ミャンマー語・広東語・アラビア語）
対応時間：毎日24時間
※ウクライナ語は対象外

※その他、民間保険会社の医師賠償責任保険に医療通訳サービスが付帯していることもあります。詳しくは各契約先企業にお問い合わせください。

# ご紹介する外国人医療関連の主な事業等について

## • マニュアル

- 外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル
- 訪日外国人の診療価格算定方法マニュアル
- 地方自治体のための外国人患者受入環境整備に関するマニュアル

## • 医療通訳サービス

- 希少言語に対応した遠隔通訳サービス
- 日本医師会医師賠償責任保険付帯医療通訳サービス（日本医師会・損害保険会社等）
- その他（各自治体・その他団体等）

## • 資材・資料

- 外国人向け多言語説明資料
- 医療機関のための外国人患者受入れ情報サイト

## • その他

- 外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト
- 外国人患者受入れ医療機関認証制度
- 夜間・休日対応ワンストップ窓口
- 訪日外国人受診者の医療費不払い防止及び報告に関する情報

# 外国人向け多言語説明資料

- この説明資料は、円滑な外国人患者の受入れを目的とした多言語ツールであり、日本国内の医療機関を対象に提供しているものです。
- 診療申込書、医療費請求書、診療科毎の問診票、同意書等について、12か国語（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・ウクライナ語・ヒンディー語、インドネシア語、ネパール語、タガログ語、タイ語、ベトナム語）のひな形をダウンロードできます。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/kokusai/setsumei-ml.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokusai/setsumei-ml.html)



# 外国人患者受入れ情報サイト

- 外国人患者受入環境整備に関する医療機関向け及び地域関係者向けに情報発信を行っているウェブサイトです。
- 各種セミナーのご案内や、全国の外国人患者受入れ環境整備事例を集めてインタビューを掲載しています。

<https://internationalpatients.jp/>

The screenshot shows the homepage of the website. At the top, there is a navigation bar with the site title '外国人患者受入れ情報サイト' and two main menu items: '医療機関向けページ:トップ' and '地域関係者向けページ:トップ'. Below the navigation bar, a central message reads '外国人患者対応や受入れ体制整備に役立つ情報がみつかる'. There are two main content areas: a yellow one on the left for medical institutions and a blue one on the right for local stakeholders. Each area contains illustrations of people and text describing the information available, such as '外国人患者対応に専らで働く医療従事者が欲しい' and '外国人患者受入れ体制整備について学びたい'.

The screenshot shows an article titled '好事例インタビュー' (Good Example Interview). The article is about '部署を超えた連携で進む外国人患者対応 沖縄県が取り組む「インバウンド医療受入体制整備事業」' (Cross-department collaboration for foreign patient response: Okinawa Prefecture's 'Inbound Medical Acceptance System Improvement Project'). The author is '沖縄県/ 沖縄県庁' and the interview date is '2023.3.1'. Below the text is a photograph of a tropical beach with palm trees and turquoise water. At the bottom, there is a small text block providing context: '沖縄県へ訪れる外国人観光客の数は、年々増加しています。平成22年度には30万人だった外国人観光客が、平成30年には約300万人まで増加。外国人観光客の増加に伴い、インバウンド医療対応のニーズも高まりました。そんな中、平成28年度より沖縄県でスタートしたのが「インバウンド緊急医療対応多言語コールセンター業務」です。これは、外国人観光客が急な病気やケガに見舞われたり、安心して沖縄観光を楽しめるように、受入体制の整備や医療機関等の負担軽減を図る事業です。'

# ご紹介する外国人医療関連の主な事業等について

- **マニュアル**
  - 外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル
  - 訪日外国人の診療価格算定方法マニュアル
  - 地方自治体のための外国人患者受入環境整備に関するマニュアル
- **医療通訳サービス**
  - 希少言語に対応した遠隔通訳サービス
  - 日本医師会医師賠償責任保険付帯医療通訳サービス（日本医師会・損害保険会社等）
  - その他（各自治体・その他団体等）
- **資材・資料**
  - 外国人向け多言語説明資料
  - 医療機関のための外国人患者受入れ情報サイト
- **その他**
  - 外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト
  - 外国人患者受入れ医療機関認証制度
  - 夜間・休日対応ワンストップ窓口
  - 訪日外国人受診者の医療費不払い防止及び報告に関する情報



# 外国人患者受入れ医療機関認証制度



一般財団法人 日本医療教育財団

外国人患者受入れ医療機関認証制度

Japan Medical Service Accreditation for International Patients

**JMIP（Japan Medical Service Accreditation for International Patients; 外国人患者受入れ医療機関認証制度）**とは、訪日および在留外国人の方々が安心・安全に日本の医療サービスを楽しむことができることを目的とし、一般財団法人 日本医療教育財団が日本国内の医療機関に対して、外国人患者の受入れに資する体制を第三者的な視点から中立・公平に評価する認証制度です。

## 受審のメリット

- 外国人患者受入れに必要な体制整備に網羅的に取り組むことができる
- 第三者認証制度のため、病院全体で取り組みやすい
- 客観的な評価により、さらなる改善に結びつく

# 夜間休日ワンストップ窓口事業

厚生労働省では医療機関の外国人患者対応支援に係る都道府県の取組を補完するため、「医療機関における外国人対応に資する夜間・休日ワンストップ窓口事業」を設置しています。

<https://www.onestop.emergency.co.jp/>

※平日日中帯は各都道府県で設置されているワンストップ窓口をご活用ください。

詳細は各県にお問い合わせください。



厚生労働省 外国人患者に係る医療機関向けサービス

外国人患者のことで相談したい、情報がほしい！

- 外国語対応できる地域の医療機関を案内してほしい
- 電話医療通訳サービスを利用したいがどこに連絡すればよいか
- 医療費の支払に不安がある。未収金防止対策はどうしたらよいか
- 在留資格と健康保険について確認したい
- 帰国搬送について相談したい 等

無料サービス

平日17時から翌朝9時まで  
土日祝日は24時間対応

## 夜間休日ワンストップ窓口

☎ 03-6371-0057



受託業者：日本エマーゲンシーアシスタンス株式会社

### 窓口でお問い合わせいただける内容例

**医療機関を探してほしい**

- ・ 診療可能な医師が不在なので病院を紹介したい場合
- ・ 遠方から連絡がきたが近くの病院を紹介する方が望ましい場合など

**支払について事前確認したい**

- ・ 外国人患者の医療費支払い能力について確認したいが何を聞くべきか分からない場合
- ・ 多額の医療費が見込まれるがどういった対策を行うのが分からない場合
- ・ クレジットカードが切れないor 外国人患者が現金の持ち合わせがない場合
- ・ 治療費に海外の保険を使用したいと言われた場合など

# 訪日外国人受診者の医療費不払い防止 及び報告に関する情報報告システム

厚生労働省では、出入国在留管理庁と連携して国内の保険医療機関から一定額以上の医療費の不払いのある訪日外国人受診者の情報を収集し、出入国在留管理庁へ共有する仕組みを運用しています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921\\_00012.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00012.html)

**医療機関の皆様へ**

「訪日外国人受診者医療費不払い情報報告システム」  
へのご協力をお願いします

訪日外国人受診者による不払いの発生防止となるよう、医療費の不払い等の懸念がある訪日外国人について、次回以降の入国審査が厳格化されます。

本システムへの医療機関からの登録と未登録医療までの流れ

- 1 まずはじめに本システムへの医療機関登録をお願いします。  
<https://seisaku.mhlw.go.jp/report/>
- 2 訪日外国人が受診した際には、パスポート情報を登録してください。
- 3 医療費が発生したら、システムへ医療費情報を登録してください。

本システムへ登録する医療機関は以下の条件に適合

登録を決定した医療機関

- 訪日外国人の増加に伴い、外国人受診者が増加見込まれる
- 医療費を発生させた場合に次回以降の入国審査に付する不払い等の懸念を有することで、外国人受診者における医療費発生防止となる

本システムに登録している医療機関の方

厚生労働省ホームページからダウンロードできる医療機関認証申請書を使って、本システムに登録していることを訪日外国人受診者に伝えて、不払いがあるを迅速に報告され、日本への再入国ができない可能性があることを伝えること、医療費の支払いに関する懸念が上がることを減らしています。

厚生労働省ホームページにおいて

国内旅行券がスマートフォンアプリで申請可能な自治体は、スマートフォンは不要です。ホームページでご確認ください。

日本へ訪れる 外国人観光客の皆さまへ  
医療費に備えていますか

（日本語）日本へ訪れる外国人観光客の皆様へ～医療費に備えていますか～

厚生労働省 / Ministry of Health, Labour and W. 6

チャンネル登録

共有

オフライン

保存

ご清聴ありがとうございました。